

第109回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和3年7月1日(木) 14時00分～15時40分

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

川崎 茂(部会長)、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和(株式会社農林中金総合研究所主任研究員)

【審議協力者】

内閣府

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 事 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。では、今日もよろしく願いいたします。

今日は、相変わらず東京都はまん延防止措置ということで、今回もリモート開催ということとさせていただきます。

最初にも、接続の確認がございましたが、ネットワークの状況などによって、いろいろ聞きづらいとか、何かうまくいかないこともあるかもしれません。そのような場合は、早めに遠慮なくお知らせいただければというふうに思います。

本日は、前回、6月9日の部会に引き続きまして、農業経営統計調査についての3回目の審議を行うということです。リモート開催であるということもあって、効率的に進めるために、事務局からの配付資料の説明については省略をさせていただきます。

前回の部会では、今回の変更事項である3つの点、調査の重点化、それから標本設計の見直し、公表時期の変更についての審議を行い、おおむね審議を終えたものと思っておりますが、細々とした確認事項が幾つか残っていたというふうに思います。そこで、今日は部会を3つの部分に分けて進めてまいりたいと思います。まず、第1部は、前回の部会で再

整理を求められた事項について調査実施者から説明をお願いして、その上で審議をしていきたいと思います。その後、第2部といたしまして、残りの部分である前回答申の課題への対応ということについての審議を進めたいと思います。それから、最後、第3部としまして、答申案の取りまとめの方向性について御審議いただきたいと思います。

なお、昨日、統計委員会が開催されましたが、その場では、特に委員の方々から、この調査に関しての御意見はありませんでした。

そこで、最初に申しあげました第1部としまして、前回の部会において、再整理、報告を求められました事項について審議したいと思います。

繰り返しになりますが、3点ということで、調査の重点化、それから標本の選定方法、それから公表時期の繰下げということです。これらにつきまして、問いの数も少ないので、この際、まとめて御説明をいただきまして、その上で質疑応答を進めていきたいと思います。

それでは、調査実施者の農林水産省からお願いいたします。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省経営・構造統計課長の土橋でございます。川崎部会長はじめ、委員の皆様、本日もお時間を取っていただき、ありがとうございます。早速、回答ということで、資料1に基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

1点目でございますが、副業的経営体の中で、どの程度、青色申告に対応しているのかわかりにされたいということでございます。

棒グラフを見ていただきたいと思います。濃い青色ですね。紺色と言ってもいいでしょうか。副業的な経営体の中で、どれだけ青色申告が占めているかというところでございます。

一番上の500万から1,000万円までの層、これは61.1%、約6割ということでございます。それから1,000万から3,000万まで、3,000万からというふうに分かれている、これを全部1,000万以上ということで計算した場合には、約8割、78.2%、青色申告を実施しているということで、やはりここから言えることというのは、しっかりと販売金額があるというところはほとんどの方が青色申告をされているということが明らかになったのではないかなというふうに思っているところでございます。これが1点目でございます。

2点目でございます。調査対象の補充選定にというところで、すみません、別紙を見ていただければというふうに思います。

前回も一度説明しておりますけれども、左側に、「補充選定のフロー」と書かせていただきました。調査経営体が残念ながら何かしらの理由で調べられなくなったという場合には、②のところでございますが、その調べられなくなった調査経営体と同じ属性及び同規模、例えば、水田作で3から5ヘクタールとかいう方が調べられなくなったら、同じ水田作で同じ規模の標本経営体を、母集団リストを基に無作為抽出で選定するということです。そして、首尾よく協力を得られれば進めていくと。残念ながら得られなければ、また同じような②を繰り返していくということでございます。これが補充選定の流れでございます。

ということで、もう一度、資料1に戻っていただいて、2ページのところなのですが、

このような中で、前回の部会においては、該当区分が変更になる場合、その補充選定に当たっては、元の経営体を継続してサンプルとするよう極力考慮いただきたいという意見をいただいたということでございます。結論から言うと、下記例示のような形の運用が可能と考えているところでございます。

例示として書かせていただいたのは、例えば、個人から法人になったということ、そういった経営体があったといたします。当該経営体の同じ地域で法人経営体の脱落というのがあった場合には、これを当該経営体の法人の補充サンプルとすること。すなわち、継続した調査ができるようにして、工夫・配慮してまいりたいということです。

そして、同じサンプルに対して調査を継続的に実施したい趣旨は、二次利用にて確認が可能なようにしてまいりたいということです。

3番目には、そのパネルデータとしての利用可能となる指標情報を、ユーザーの立場からは、いろんな視点から分析が可能となりますので、(1)や(2)にあるような指標をしっかりと設けて、情報として付与していきたいと思っております。

4番目に書かせていただいたのは、その他ということなのですが、農業経営統計調査の調査対象経営体、これには基本指標番号を農林業センサスと共通化をしておりますので、その番号を基に農林業センサスとリンクさせて分析が可能となるようにしてまいりたいと思っております。

続きまして、3点目でございます。これは公表に伴っての話で、ユーザーの一つであるGDP統計の関係でございます。

GDP統計における利活用については、内閣府の担当部局に確認させていただいたところ、1番目のところに書かせていただいておりますが、営業余剰であるとか、混合所得、あるいは雇用者報酬、こういったものを中心に広範な利活用が確認されたというところでございます。我々の調査結果がこういったところに使われているということを再度確認させていただいたところでございます。

それで、内閣府の担当部局である国民経済計算部から、GDPの第1次年次推計、これに間に合わせるためには、10月中旬までに情報を提供してほしいと要望を受けているところでございます。できるだけ、それに沿いたいと思うものの、前回の部会で御説明させていただいたように、我々の今の身の丈に応じた公表時期ということを考えますと、やはり12月中の公表ということにならざるを得ないということでございます。

とはいえ、それでは、何もできないのかということですが、3番目に書かせていただきました。

公表前に必要とされるデータを提供するというのは、ほかの統計においても類似の事例が存在していると承知しております。農業経営統計調査におきましても、新たな取組といたしまして、調査票情報の二次的な活用の一環として、前向きに検討したいと思っております。様々なところで使われているということも再確認させていただいたので、できるだけ利用者の声に応えるような努力を、関係部局の御助言もいただきながらしていきたいということでございます。

前回の宿題といたしますか、今回、御説明をしないといけない事項について、一連で説明

させていただきました。農林水産省からは以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

順番にまいりたいと思いますが、まず、今の副業的経営体における青色申告の状況ですね。主立った経営体がきちんと対象になっているかという観点だったかと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。どなたからでも結構です。お願いいたします。

せっかくですから、青色申告というアイデアを御提案いただいた小針専門委員からお願いしたいと思います。何かお気づきのこと、あるいは更にお尋ねになりたいことありますでしょうか。

○小針専門委員 すみません。御説明ありがとうございます。

私の見方が間違っているのかもしれないのですが、この青になっているところが青色申告をやっている割合で、500万とか1,000万の中で61%ということになると、全体の数字と合わないのではないかなと思ってしまったのですが。青色申告の割合って、そんなに大きくないですよ。なので、すみません、どういう見方をしているのか、追加で説明をお願いします。

○川崎部会長 もう少し、では、このパーセントについて、農林水産省の方から補足していただけますでしょうか。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 500万から1,000万までという層から、説明を記述させていただいているのですが、500万未満の層というのも当然あるわけですね。500万未満の層というのは、ほとんど全てが、私の記憶が正しければ白色だったというふうに思います。

小針専門委員のおっしゃったのは、副業全体を捉えて、規模の小さいものから1億円以上までの全体における青色申告の割合はもっと低いはずで、この61.1とかというのは高いのではないかなという御意見と理解させていただいたのですが、十分な答えになっているでしょうか。

○小針専門委員 もともと青色申告って、そんな割合でしたでしょうか。前回の部会では青色申告をしている副業は2割強との説明があったかと思うのですが。主業、準主業、副業にしたときには、副業が一番青色申告の割合低かったはずなので、それでさらに金額が小さくなくてもこれだけ大きいというのが、ちょっと分かりかねたということです。

○川崎部会長 多分、これ私なりの解釈ですが、500万未満を表示すると、500万未満は数が圧倒的に多いので、棒グラフにするととても長くなるので、先ほど農林水産省から御説明あったように、500万未満、ほとんど白色申告だということであれば、それで平均はぐっと下がることになるはずなので、今、ここにある副業が61.1%、78.4%が高くて、そちらでぐっと下がるということで、整合性があるような気がするのですが、いかがでしょうか。

○小針専門委員 分かりました。ありがとうございます。この上のグラフだけ見て、500万の部分がないというので、何となく全体バランスが見えなかったということです。

ね。今の川崎部会長の御説明で理解しました。

○川崎部会長 そうです。確かに私も実は500万未満がどうなっているのかなというのを知りたかったところだったのですが、今の口頭の御説明で、500万未満はほとんど白なのですということであれば、そういうことだなというふうになぜけました。

そのようなことで、ここのポイントは、副業であっても青色申告であれば、かなりの部分、回答も可能であるし、また重要な農業政策に貢献しているところの対象は入ってくるというふうに理解できるということによろしいでしょうか。

○小針専門委員 ありがとうございます。今の御説明のとおりと思います。

今回のこの青色申告を入れるかどうかという話は、規模感を見るのに何かいい指標があるかといったときに、金額で切るとするのは難しいのだけれども、今の御説明でいうと、ほぼほぼ副業は白色申告の状況で、規模の小さい人はショートフォームで調査できるということが分かったので、よりよいのではないかと思いました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私から1点だけ、一抹の不安といいますか、あまり大した不安でもないのですが申しますと、500万未満のところが表示されていないというのは、もともと500万ぐらいが大きな農産物販売額かどうかのラフな境目かなというようなことを私も前回言っていることもあって、これはこれでいいのですが、500万未満の副業的経営体というのは、すごく数が大きいのですね。その中にごく僅かながら青色申告があるとすると、数からいえば、副業で青色申告の中では、実は経営体数で見れば500万未満のウエイトが相当高いのですということになってしまう可能性もあるのですね。ですので、副業の青色申告の平均というのは、今ここに見えているような規模の経営体の平均となるとは必ずしも限らないので、そこは副業の農産物販売金額500万未満の数字も併せて御覧いただいて、それで、その平均はどの辺りの農産物販売額を表しているものと見たらよいというものでもいいですから、そのような情報が欲しいなというふうにも思いました。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

それでは、その点につきまして、農林水産省から補足の説明を今いただけるということなので、お願いしたいと思います。

○川崎部会長 お願いします。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の神でございます。よろしく申し上げます。

今、小針専門委員からの61.1%が高いという御指摘ですけれども、今、部会長と小針専門委員のお話にあったとおりでございます。実際には500万円以下の副業というのがたくさんいらっしゃいまして、その辺を見ますと、2割ぐらいしか青色申告対応していないという状況でございます。

500万円以上の経営体となりますと、副業であっても、それで生活をしていく方々になりますので、やはり青色申告の割合は高まっているということです。500万未満の経営体数は多過ぎて、この表に入れると全体がほとんど見えなくなりましたので、見え

やすい形ということで、500万円以上のところで区切らせていただきました。実際に調査する際には、500万未満の副業的経営体が当たっても、青色申告をしていれば把握してまいりたいと考えているところでございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この点は大体よろしいでしょうか。ほかには何かお気づきのことがありますでしょうか。

○小針専門委員 すみません。1点、細かいことを、少し。

○川崎部会長 お願いします。

○小針専門委員 すみません。確認の質問です。

主業、準主業、副業でパーセントが出ていますが、実際、表章するときには、副業の部分のところは出ないという整理でいいのですよね。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

はい。集計としては、青色申告という形でさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小針専門委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 分かりました。

それでは、この青色申告の扱い、副業のところの扱いについては、これで御了承いただいたものと考えてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進ませていただきたいと思います。

次は、今度は調査対象の補充選定ということですね。これにつきましてはいかがでしょうか。

○宇南山臨時委員 宇南山です。

○川崎部会長 お願いいたします。

○宇南山臨時委員 前回、私の方から、パネルにできるだけできるように、なおかつ、それが分析者としても利用可能なようにしていただきたいという要望を出したのですけれども、非常にきちんと対応していただいて、よかったですと思います。

このようにやっていただければ、サンプリングの考え方としては、元のおりやりながら、より多くのパネルが利用可能かと思っておりますので、ぜひ、この方向でやっていただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私もこれを拝見しながら思い出すのは、この調査、それほど脱落は多くはないのかもしれませんが、脱落による偏りを減らすためにも、こういった措置は適当であろうと思っておりますので、これをきちんとやっていただくというのは大変いいことだと思います。

それでは、この点につきましても御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、3点目に進みます。3点目のGDPへの利活用状況ということですが、これ

については、何か御意見ありますでしょうか。

これは、きちんとできるだけの提供を努力されるけれども、公表値自体をそれより前に提供するというのが難しいというのは、これはこれで、もともとの公表時期の設定がこうなっているのでやむを得ないことではあるわけですが、その意味では、この御説明で私自身は納得しているのですが、よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましても、できるだけ二次利用で提供していくということで努力をされるということですので、そこは引き続き調整して、また努力をしていただければというふうに思います。

それでは、この点、3点目も御了解いただいたものというふうに考えさせていただきます。

○宇南山臨時委員 すみません。宇南山です。

○川崎部会長 宇南山臨時委員、よろしくお願いいたします。

○宇南山臨時委員 1点だけ確認したいのですが、内閣府からの要望が第1次年次推計で利用したいということと、現在、実態としては12月中旬に公表しているということで、これは現状では1次年次推計には使っていないという理解でよろしいのでしょうか。

○川崎部会長 なるほど。その点、農林水産省から確認の回答をお願いします。

○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）
農林水産省、神でございます。

内閣府の国民経済計算部に確認させていただいたところ、従前から農業経営統計調査の結果が10月に公表されていないので、第1次年次推計には使えなかったという状況でございます。

以上です。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。了解しました。

○川崎部会長 という意味で、現状よりは悪くならない措置をしていくということですね。ありがとうございました。その確認は大事な点でした。

それでは、この点も御了解いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、これで3点目につきましても御了解いただいたということで、進めさせていただきます。

それでは、今度は2番目の議論に入らせていただきます。第2部ということで、前回答申時の課題ということでもあります。

これにつきましては、まず事務局の方から、前回課題の全体像について御説明をお願いしたいと思います。それでは、お願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの11ページの方を御覧ください。それでは、前回答申の際に示されました課題の全体像につきまして、先に御説明します。

本調査については、平成30年の大規模変更の際に、調査対象区分の整理や調査票の全

体的な見直し、また標本設計の変更などが行われました。このため、答申の際には様々な課題が付されたところです。

一通り御紹介しますが、審査メモの11ページの（1）生産費調査の調査対象区分の検討、それから13ページの方になりますけれども、（2）標本設計の必要な見直しの検討、（3）調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討、そして、14ページ目になりますけれども、（4）調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討、それと（5）オンライン回答の推進の検討、この5つです。

このうち（2）の標本設計と（4）の調査事項の更なる見直しにつきましては、今回の変更事項の中で、併せて審議いただいたものとして認識しております。

また、（3）の推計方法の妥当性については、13ページの方の真ん中の枠囲みのところになりますけれども、課題の要旨にありますとおり、ベンチマークですね。つまり、農林業センサスの情報更新に伴う断層の確認ということなのですが、こちらは今回行う情報更新後の調査結果が出ないと比較できませんので、そのまま課題として引き継がれるものと考えておりますので、今回、特に論点は設けておりません。ですので、本日の部会で個別に論点を立てて議論していただきたい事項は、（1）の生産費調査の調査対象区分の検討、それから（5）のオンライン回答の推進の検討、こちらの2つとなります。

ひとまず事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今の（1）と（5）の論点を中心に審議を進めたいと思いますが、そのような進め方で、皆様、よろしいでしょうか。

それでは、それを中心に、農林水産省の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 すみません。事務局の方から先に、審査メモの説明を、少し追加します。

○川崎部会長 そうですね。申し上げます。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの11ページ。こちらを御覧ください。

（1）生産費調査の調査対象区分の検討です。

こちらについては、前回の変更におきまして、本調査の1つの柱であります経営統計調査については、調査対象区分を個人経営体と法人経営体に変更したのですが、生産費調査につきましては、個別経営体と組織法人経営体のままとされたことから、経営統計調査の区分に合わせる必要はないか検討することが課題となっております。

この課題に対する審査状況ですが、農林水産省からは、下のアの括弧の枠囲みの部分になりますけれども、「生産費調査の結果は交付金の価格計算に用いられるなど、精度の高い結果が求められ、その継続性も重視されており、変更は困難」と、従来同様の報告を受けておりまして、調査対象区分を変更することによる具体的な支障等の説明はなされておりました。

また、1つの調査で農林業経営区分が異なることは、利用者における理解等に支障があ

ると考えられます。このことを踏まえまして、論点となりますが、調査区分を同じにした場合、利活用上、著しい支障はあるのか、また、そのままにするにしても、公表形態上で工夫をする余地はないか、2つの論点を立てております。

また、これとは別に、論点の下に囲っている部分になりますけれども、本課題に関連する変更内容といたしまして、前回答申を受けて設けられた経営統計調査の法人経営体のうち、組織法人経営体の集計につきまして、このタイミングで削除が予定されております。この対応を踏まえまして、法人経営体のうち、組織法人経営体の集計を削除する理由は何かなど、論点を立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産省から御説明をお願いします。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省でございます。まず、その論点の1のところになります。資料3の2（1）生産費調査の調査対象区分の検討の回答でございます。

生産費調査についても、個人経営体と法人経営体に変更するというところというのはできるのではないかと、ということでございます。

その次のページになるのですが、一番上のところでございますけれども、経営統計調査と生産費調査それぞれについて、どういう目的があって、調査内容がどうなっているかということ整理させていただきました。

経営統計調査というものは、その調査の目的は、EBPMに資する調査ということで、我が国の農業施策の企画、立案、評価等にEBPMとして活用するというところでございます。ということで、調査内容が経営実態を把握するため、営農類型別に把握しているということです。

一方、生産費調査です。下側の段の方ですが、交付金等の算定のためということを目的としています。「等」につきましては、後から御説明します。特定の農産物、例えば、米とか麦、大豆、あるいは生乳、こういったものの再生産を確保するための交付金等の算定基礎として活用しています。ただ、「等」の中には米の場合ですと、KPIという目標指標がありまして、例えば、60キロ当たり、米の生産費をどれぐらい引き下げるかについて約束している数字がございます。例えば、これを4割下げる、という基準があります。この進捗状況を把握するというためにも、この生産費調査が行われているのですが、その特定農産物の品目ごとの生産のために投入した費用、労働把握というような調査をさせていただいているということでございます。

長々と申し上げましたのは、目的が違うために調査の内容も違ってくると、当たり前のようなストーリーなのでございますけれども、そういったことを踏まえまして、1番目に書かせていただいたのは、まず経営統計調査の方でございます。これは経営収支の動向を把握しているというところなのでございますけれども、これは法人格の有無によって、税制上の措置や交付される補助金、こういったものに違いがございます。これに伴う費用構造も変化するというところで、個人と法人と区分して把握する必要があると考えているところでござ

います。

一方、2番目のところでございます。生産費調査というものは、先ほども申し上げましたように、米、大豆、生乳という物に着目した調査でございまして、これらの農畜産物の生産を維持・継続するために、差額を補てんするなどして再生産できるように、交付金の算定等に利用されているというものです。

具体的なイメージというのは、前のページの9ページの参考の図で交付金算定のイメージの御説明をしましたが、それを算定するための基礎のデータになるということでございます。

このように生産活動に焦点を当てて、その農畜産物の生産を維持・継続するために消費された費用と労働力を把握しているというところでございまして、生産費調査を経営統計調査と同様の個人経営体、法人経営体に区分して把握することは、今の段階ではなじまないと考えているところでございます。

生産費調査は交付金等の算定に直接利用されているということで、調査対象の区分の変更によりまして、生産費の結果に違いが生じれば、数億円規模での財政支出に影響するというようなことがございます。継続的な生産費調査の結果が必要とされているということでございます。

具体的な例として、次の31ページ、字が小さくて恐縮でございます。「参考」と一番上に書かせていただきました。

ここでは、例えば、加工原料乳の生産者補給金の場合ということで、我々が生乳に対して、1キログラム当たりどれぐらいの費用がかかっているかというのを調べるわけです。具体的に100キログラムで調べているのですが、それを補給金の単価計算する際に、例えば、補給金単価が0.03円。0.01円でもよかったですけれども、仮に、0.03円違うと、1億円という、この財政支出に影響してくるということでございまして、こういった小数点以下第2位の数字の違いによっても億という単位が動くということからしますと、やはり調査の範囲を変えるのであれば、慎重に見極めないといけないというようなところもあるのだらうと思います。

その下の方に書かせていただきましたが、生産費調査については、これまで同様の個別経営の区分を基本として調査を継続するということです。

ただ一方で、現場では法人化が進んでいるのではないかという意見というのは、当然それはあります。その中で、米とか小麦、大豆、これにつきましては、その生産構造の成り立ちから、例えば、中山間地域では集落営農といまして、みんなで、この地域の、この集落の農地を守っていこう、しっかりと農業やっていこうという動きで、法人化するという動きがございまして、こういった動きが増えてきているというところでございます。

農林水産省としても、法人化を推進しているというところでございますので、この米、小麦、大豆といった、進んでいる品目については、組織法人についても調べるという動きを取らせていただいております。しかし、それ以外の品目については、法人化はまだ途上だと認識をしております。進んではいるのですが、統計として母集団に堪え得る規模になっているというところまでは至っていないと思っているところでございます。

米、麦類、大豆以外についても、例えば、母集団サイズが小さく調査設計が難しいというところで、今後、法人化というところが進んでいくのであれば、当然、米、麦、大豆のようなものと一緒に、その法人で取り組んでいる品目についても調べていく必要があるのではないかと思います。ただ、先ほど、なじまないと申し上げましたが、そういった背景があるということでございます。

その下、論点の2のところでございますけれども、経営統計調査、生産費調査、すなわち個別や個人とかという言葉が出てきたりとかすると、いろいろと対応関係が分からないのではないかと思います。そこで、公表形態で工夫する余地はないかということなのですが、これにつきましては、我々、公表時のときに、「利用者のために」というところで、いろいろと御説明をさせていただく欄がございます。ここにはしっかりと、その体系図を掲載するなどして、分かりやすいような情報発信に努めたいというふうに思っているところでございます。

今度は一番下の論点のところでございます。経営統計調査については、令和元年から個人と法人になりました。でも、それまでは個別と組織法人というふうに分けていたと。だから、引き続き個別、組織法人、集計すべきではないかという論点でございます。

回答、その下でございます。2020年の農林業センサスの結果を踏まえまして、令和4年、2022年から、新たな母集団情報に基づく調査体系を構築するというところで、このような審議を、今、いただいているところでございますが、令和元年から令和3年までの3年間を接続期間というふうに我々位置づけさせていただいて、個別法人と組織法人、それぞれの結果表章も行うということにしておりますが、令和4年以降については、これらの表章を取りやめるということを考えています。

ただし、令和4年以降におきましても、例えば、ユーザーの皆様、あるいは省内担当部局等々から、個別法人経営、組織法人経営体の結果提供が依頼されたという場合には、データ提供をしようと考えておまして、ユーザーの立場の配慮もしたいと思っております。

なお、経営統計調査では、調査結果として結果表章、e-Stat掲載のこと等ですけれども、すべきものと、二次利用としての統計集計で対応すべきものとの峻別するというところをしております、統計の一覧性の向上と業務の効率化の両立を図っているというところでございます。

(1)の生産費調査の調査対象区分の検討について、農林水産省からの御回答、説明させていただきました。以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御質問、御意見などありましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

これは、皆様、御発言を考えておられる間に、私の方の感想を若干申し上げますと、公表すべき、作成すべき統計が、そもそも目的や種類が違いますので、それに一番適した調査対象の選び方、また推計の仕方をすることが必要であろうと思っておりますが、その意味では、この経営統計調査部分と生産費調査部分が全く同じような区分で調査していかなければいけないということでは恐らくないのだろうというふうに私は思います。その意

味で、目的にかなった統計の調査の設計という意味では、この形でいいのではないかと。

その意味で、形式的に対象を合わせるとか、そういう形にすることは、結果的に統計の利用の面でメリットがあるかといえば、必ずしもそうではないので、その意味では、私自身はこのようなやり方で違和感を持たなかったところが率直な感想です。

その上で、30ページの上のところに、それぞれの調査の目的が、スキームが出ていますが、これを見て私は感じたのが、十分理解できていなかったかもしれませんが、2段目の方の一番右の箱の農産物生産費というのが2種類ありますね。個別経営と組織法人経営。これはやはり分けなければいけない。分けないと、多分、生産費の構造は随分違うということなのでしょうね。規模が違っていると、やはりどういう手法で、あるいはどういう方法で、例えば、機材とか、いろいろなものが違うのかもしれないとか、そういう意味でのコスト構造も違うから分けるということなのかなと思うのですが、そういう理解でよろしいかどうか、これを分ける趣旨をもう少し教えていただけたらと思います。

それから、3品目以外にも組織法人経営のものは結構あるのではないかという気もするのですが、先ほども少しそういうようなこととお話しになったと思うのですが、今後、この3品目以外にも、組織法人経営がだんだん増えていったときに、どのタイミングで、それをここに真ん中の区分の組織法人経営のものを特出ししていくのか、その判断基準といますか、例えば、この調査ですと、5年に1回ぐらい、恐らく統計委員会での諮問、審議があると思うのですが、それまでに起こることがあるのか。もし、そうであるなら、もう一回、それだけのために審議し直すのも時間を要するので、今後、こういう条件だったらここ増やしますよとかいうのを最初から予告しておいていただけたら、それだけのために諮問・答申をする必要もないので、そういうことかなと思ったりするのですが、このところをもう少しだけ補足していただけたらありがたいなと思いました。

以上が感想兼質問なのですが、いかがでしょうか。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 部会長、どうもありがとうございます。

米、小麦、大豆につきましては、今、個別経営も調べているし、組織法人経営も調べているのだけれども、いわゆる生産構造上、何か違うところがあるのかというお話が、まず1点目、あったかというふうに思います。

米、小麦、大豆の中でも、例えば、米は、実際に株式会社で作られている。例えば、私の知っている限りでは、北陸で100ヘクタール以上作っている農家もございますが、ここでいう組織法人の多くは集落営農という形で発展したものというふうに理解しています。集落営農というのは、例えば、Aという農家、Bさん、Cさんという農家がみんな集まって農業をやるわけですがけれども、所有する農業機械は、集落営農の場合、その構成員から借りているというような状況です。

一方で、個別農家については、自分で所有をして、それで生産をするということなので、例えば、生産費の項目で、機械の減価償却費というところに個別農家はしっかりとその金額が出てくる。ところが集落営農の場合は、借りて農業をやっているというのがほとんどの実態でございますので、賃借料のところにその金額が出てくると。

これは結構な額になります。同じ米を作っているからといって、丸ごとこれを個別と組織法人とをまとめて調査するには、それぞれ傾向が違うと認識をしております、そこは慎重にしないとイケないのかなと思っているというところでございます。

2点目、やがて法人にしていくという考えもあるのですということを、先ほど私の方から御説明をさせていただきました。その判断基準、あるいはその条件の予告みたいなものはできるのかというお話でございます。

一言で申し上げますと、今の段階で申し上げられるものはないとお答えせざるを得ないということでございます。なぜかという、やはりこれは交付金等の算定、すなわち政策担当部局のお考えというのをよくよく踏まえて、最大限重視しないとイケないものの一つなのだろうと思っております。このことについては、例えばですけれども、今後、また農業経営統計調査の御審議をいただくという機会というのがあるのだろうと思っております。そういったときに、何かしら判断基準であるとか、条件の予告とかができるのであれば、その機会を捉まえて御説明をして、御審議をいただきたいというふうに思っております。

農林水産省は以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。基本的に、そういう意味で、かなり行政に直結した利用なので、かなりそちらに依存するということがあるということもよく分かったつもりです。ありがとうございます。

それでは、ほかの御質問として、小針専門委員から手が挙がっていますので、小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 内容として、従前どおり個別経営体と組織法人経営体とでということには異論はないのですけれども、資料の示し方ですけど、実際は、生産費調査のところで、組織法人経営体の調査は、米、麦、大豆の3品目しかなくて、ほかの品目は組織法人経営体の調査をしていないのですが、この上の29ページの図だと、全て2つに分けてやっているような印象を与えてしまう感じの説明ぶりに誤解をさせてしまう感じがあるので、表現ぶりの工夫が必要かなと思いました。

その上で農業の現場のことを考えると、例えば、畜産の方が、もともと大規模化が進んでいるとか、そういう部分もありますので、農水省のご説明で、法人化が進んでいないというのは、ちょっとなじまないかなと思ったのですが。

状況としては、もともとの経営体数の違いとかで法人の方を取るのが難しいとか、その辺りも承知しています。生産費調査は交付金の算定に使っているというのは確かなことです。一方、少し俯瞰して見れば、統計としては、それとは関係なく、全体の中でサンプルを取って、それで算定のときには、こういう基準で、こういうもので継続していかなくてはイケないというのであれば、それはそういうルールの下で、算定のときには抽出するみたいなやり方もできなくはないのではないかなと思います。その方が統計として全体の生産費がどうなっているのかというのを見られる可能性もあると思うのです。どういうふうにサンプル取るかとか、その辺りが難しいので、すぐにできるというものではないとは思いますが、将来的には、そういうことも考えてもいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

今の御発言に対して、何か農林水産省の方からコメントなどありますでしょうか。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 小針専門委員、どうもありがとうございます。

おっしゃるとおり、組織化がまるで進んでいないかのような、ミスリーディングな説明をしたかもしれません。御認識のとおり、畜産の部門についても法人化というのは進んでいるのはもっともでございます。そういった動きもしっかり捉まえないといけないという御意見として、御助言として聞かせていただきました。

それと、どちらかというユーザー、生産費の場合は政策担当部局が交付金算定等、非常に重要なデータとしていると御説明させていただきましたが、統計として調査するというキーワードをいただいたというふうに理解しております。すなわちオールジャパンで見たときの、例えば、こういった作物の法人の作る生産費はどうかという観点から調べるというのがあってもいいのではないかと。非常に理解できるところでございます。

ただ、一方で考えないといけないのは、言い訳のようなお話で恐縮でございますが、統計リソース、例えば、人員をしっかりと充てていくことができるか、こういったタイミングで調査できるかなどを踏まえて、統計として調査することにどう向き合うかについては宿題とさせていただければというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

確かに、これを統計として、行政だけのためではなくて、統計分析の観点からすれば、農業の生産性とか、コスト構造がいかに効率的にできるかとか、そういうことを考えていく上では、かなり重要な情報を持っている統計だと思います。行政上の必要性だけではなくて、確かにそういう分析で、さらに新しい知見が得られて、それからまた農業の発展につながるというふうになるとありがたいなと、今の議論を聞きながら感じました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○宇南山臨時委員 1点いいですか。

○川崎部会長 宇南山臨時委員、お願いします。

○宇南山臨時委員 今、映していただいている資料3の30ページの上の表というか、今、部会長と小針専門委員からのお話と関連するのですけれども、調査の目的が、上がEBPMで下が交付金の算定と書いてあると、何となく交付金はエビデンスベースドに決まっていけないというふうな印象を与えてしまうので、少しこの書きぶりのところは、一般的なEBPMとか、何か工夫をしていただいた方が、交付金の算定というものの位置づけが、これだと微妙な感じかなという感想を抱きました。感想ですので、特にどうしろというわけではないのですけれども、感想を述べさせていただきました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

実は私も少しそこに違和感があったところであるのですが、確かにEBPMという、かなりポリシーメイキングだから幅が広いわけで、交付金の算定はポリシーに入らないのかと言われたら、そんなこともないので、どちらもどっちだなという気は確かにしないでもないですね。

ということで、これは少し表現上のやや誤解というか、言葉の選び方の問題なのかなと思いますので、その点は、今後、ほかの場所で同様の説明をされるときは、言葉の使い方、資料の示し方について留意していただいたらという、これは意見、お願いということでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この点につきましては現在の形を維持していただくということで、一応検討してみたけれども、このような形で適当であるという理解を進めていきたいと思います。ありがとうございました。

○川崎部会長 次はオンライン回答の推進ということですね。こちらに進ませていただきます。

それでは、まずオンライン回答につきまして、事務局の方からの御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 本調査におきましても、他の統計調査と同様に、かねてからオンライン化が課題となっておりましたが、実際には回答数の1%にも満たないという状況ということで、オンライン回答率の向上方策について検討することが課題とされております。

これを受け、農林水産省からは、オンラインによる回答のための環境整備を進めることや、新技術を活用した調査手法の研究・開発を進めていくと回答をいただいておりますが、極めて低調な状況が継続していることを踏まえると、そもそも本調査はオンラインになじまないのではないかと考えられることから、過去5年の推移はどのような状況か、このような状況が続いていることについて、その理由と今後の見通しについて、どう考えているかなど、3点の論点を立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

それでは、農林水産省から御説明をお願いします。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省でございます。

まず、論点の1番目のところです。過去の推移がどうなっているかということで、資料3の33ページの表に数字が書いてありますが、この一番下から3段目、「うち、オンライン回収」、「③／②」と書いている欄を見ていただければというふうに思います。

オンライン回答率については、残念ながら1%を切る状況というのが30年までは続いていましたが、同じラインの一番右側の1.3%ですね。伸び率はすごいのですが、まだ1%少し出たということで、極めて低調な状態ということは、我々も認識しているところでございます。

その上で、論点の2番目のところですが、この背景、理由と見通しはどのように考えて

いるかということでございます。回答のところでございますが、①番のところ、2020年の農林業センサスから明らかになったのですが、「データを活用した農業を行っていますか」という設問があります。そこで答えられたのが17%。すなわち、行っていないという経営体が約8割となっている状況でございます。

税務申告等の作業というのは、会計事務所任せとしているという経営主が多いということも認識していますし、経営という中で、パソコンを使用していないであるとか、あるいは高齢の方が多という中でのパソコンの操作に慣れていない方もいらっしゃる、パソコンを所有していないという経営主も多いというふうに我々は認識をしています。

5年間継続して調査をお願いするという中では、ある年から突然、オンラインでよろしくお願ひしますというようなことを仮に強調してお願ひしたとすると、調査拒否にもつながるのではないかというふうな懸念も我々持っているところでございます。

そこで、2番目でございますが、やはりオンラインの回答率を上げていくというところというのは必要だというふうに認識をしているというところでございまして、では、どうするかということで、論点の3番目のところでございます。

この1.3%という数字をどういうふうにして右上がりにしていくかということでございますが、これにつきましては、1番目に書かせていただきましたが、調査項目の簡素化のための行政利用上必要な項目というところというのは、何かできるのではないかなという視点でも、これまでもやってきたところでございます。

なかなか、これ以上の調査項目の大幅な簡素化は難しいと考えている中で、2番目に書かせていただきましたが、さらなるオンライン回答の推進を図るためには、下のところにもいろいろと書いているのですが、目線を、すみませんが25ページの方に移していただけないでしょうか。

これは前回の部会で御説明をさせていただきました。すなわち、デジタルトランスフォーメーションの動きをしっかりと我々の調査の中にも取り込んでいかなければならないという認識を持っていますということで、令和3年度の予算要求というのが、真ん中、少し上の方にありますけれども、すなわち既に経営管理ソフトを活用して、パソコンで実際に自分の経営状況というのを、しっかりとデジタル化して整理されているものというのがあるのだとすれば、それを直接調査票に取り込むというようなことをできないか。あるいは令和4年度の予算要求ということで、今、検討しているところなのですが、「例えば」というところの枠囲いなのですけれども、もう少し生産者の現場に近いところで普及が進んでいるスマホ、これを使つての労働時間の把握ができないか。あるいは、オンラインか否かに関係なく、税務申告というのは皆様なさっています。このファイルから調査票にダイレクトに読み込むということができないかという検討というか模索をしないといけないというふうに思っています。こういった状況が進めば、結果的にはオンラインの回収につながるのではないかと考えているところでございまして、こういった取組というのを、しっかりと実装にまでつながるように取り組んでいきたいというのが、34ページの2番目に書かせていただいた内容でございます。

このような取組も必要だというふうに認識していますし、3番目に書かせていただいた

ように、オンライン回答によりインセンティブが働くという、この環境づくりも必要なのだろうというふうに思っています。

具体的な図示をしたものは、今、用意しておりませんが、例えば、農業経営統計調査の結果を用いて、農業経営に関する情報をオープンデータ化する。具体的には、どういうことかといいますと、例えば、経営の統計調査から分かってくる生産費の関係であるとか、あるいは10アール当たりどれぐらいの売上があるとか、所得があるだとか、そういったことと、例えば、市況の情報であるとか、あるいは天候の情報はどうだとか、そういったことを総合的に組み合わせ、経営の何かしら参考になるような指標というところまでつなげられないかということを目指しての実証研究というのを、この令和3年度予算に認めていただいたので、それを進めていきたいと考えています。

また、青色申告決算書の項目番号なども調査票に明示して、オンライン回答がしやすいような改善にも取り組んでいくということで思っております。

説明で申し上げたいのは、オンラインの回答率は1.3%であり低いです。これを上げていくために、我々、デジタルトランスフォーメーションというのをキーワードに、しっかりと予算を活用させていただきながら、流れをつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

農林水産省からは以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これについて、何か御質問、御意見などありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

これはなかなか、実態はそういうことだなというふうに思いますので、無理にオンライン回答率を上げるということをやるのは、これはむしろ有害なことなんでしょうから、回答しやすさを追及するというのが、むしろ本筋なのかなという気が私にはします。

そういう意味で、もし、特に御発言がないなら私の方からの感想を申し上げますが、どうも、こういう言い方をするとあれですが、オンライン回答推奨という政府全体のキャンペーンも、物によるというのを考えざるを得ないのではないかという気がするのです。つまり、基本はやっぱり、大きな目的は回答のしやすさ、回答負担の軽減であって、その手段としてオンラインがあるということだと思のですが、手段の目的化になっても困るので、オンライン回答さえ進めば負担が増えてもいいなどということは、あり得ない話だと思うのです。

この調査票を見ますと、かなり回答も多岐にわたり、また、いろいろなところからの情報を参照しながら回答せざるを得ないという調査票になっていますので、その意味では、オンラインだとパソコンで入力せざるを得ないとなってくると、とてもそれでやっている手間がかかるけど、紙だったら持ち運んで、そこで書いて済んでしまうということもあるので、かえって紙の方が回答の記入のための負担は楽な面もあるというのが実態なのだろうと思うのですね。ただ、それだと効率化が進まないということなので、一步でも進めていこうというのでDX化といいますか、そういったことをやっていこうとされているというので、大きな狙いは回答負担の軽減、記入負担の軽減ということで、そのための方法

として、オンライン回答プラス、今のDXということなのかなというふうに思いますので、それはぜひ努力をしていただいたらというふうに私は感じます。

そういうことで、このオンライン回答率、いわゆるオンラインの調査票で経営体が直接入力するという率が高くなかったとしても、そちらの方でカバーしているということ。また、その努力が着々と実を結んでいるということであれば、ここはオンライン回答率自体が低いからといって、問題であると言うことはできないのではないかとというふうに考えます。

というような考えでおりますが、いかがでしょうか。何かありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、引き続き、今回、推進をされているという取組を進めていただくことにして、オンライン回答の普及にも努力をしつつ、そういう回答しやすい仕組みづくりを進めていくという御努力をお願いしたいということで、この件についても了承ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、以上で、第2部の部分は審議が終了したというふうに思います。これらを踏まえまして、第3部として、答申案の取りまとめをしていきたいというふうに思います。

資料4が、今、画面に表示されておりますが、これに沿ってということですが、これは前回の部会までの結果を踏まえまして、私と事務局で相談の上、答申案の素案として作成したものが、この案です。今日の部会でも、いろいろ御議論いただきましたが、その部分については反映できておりませんで、それについては、この後、進めながら確認していけたらというふうに思います。

それでは、事務局から簡単に、この答申案の構成について、御説明をお願いしたいと思います。その上で、事項ごとに、これまでの審議内容を踏まえた適切な記述となっているかとか、あるいはほかに修正したり追記したりすべきことがあるかとか、あるいは本日の審議を適切に反映しているかとか、そういったようなことも踏まえて御意見をいただければと思います。その上で、細かな部分については、また後ほど、私の方で事務局とも相談しながら文言整理させていただくということが出てくるかと思えます。

いずれにしましても、今日はどちらかという大きな方向性に注目していただきまして、それで確認をしていただき、修正が必要などころはないかというような点を中心に御覧いただければというふうに思っております。その上で、最後に、最終的には統計委員会で定められた書面決議によりまして、文面の最終的な確定をしていきたいというふうに思います。

そして、この後のスケジュールですが、7月に統計委員会が開催されますが、そこに答申案を報告します。この部会に所属しておられる委員以外の方々からも答申についての御意見が出てくるかもしれませんが、その場合は、そういったことも委員会としての答申ですので、反映させていただきたいというふうに思います。そのような進め方でまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

それでは、最初に、答申案の方向性の確認ということで、事務局の方から、この答申案

の構成について、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、資料4の答申の素案を御覧ください。

答申の全体構成につきましては、これまで統計委員会から出されました答申を踏襲したいと考えており、1 本調査計画の変更と、2 前回答申における「今後の課題」への対応状況の構成としています。

まず、1 本調査計画の変更について、「(1) 承認の適否」と「(2) 理由等」の構成としており、(2) の理由等につきましては、今回、審議していただいた順に項目立てをしております、それぞれ計画変更の個別内容、審議していただいた内容の結論の方向性を記載しています。

次に、2 の前回の答申における今後の課題への対応状況については、資料の4ページのところの、ちょうど真ん中のところになりますけれども、本日、審議していただいた「(1) 生産費調査の調査対象区分の検討」及び「(5) オンライン回答の推進の検討」については、課題の趣旨以外は、まだ記載しておりません。「(2) 標本設計の必要な見直しの検討」及び「(4) 調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討」については、関連項目を参照することとして簡略化させていただき、また、「(3) 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討」については、今回の母集団変更後の結果の公表後でなければ検証できないことから、引き続き課題とすることとさせていただいております。

素案に対する説明は、事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、以上が全体構成ということになるわけですが、これについて順番に、頭の方から区分を区切りながら御審議いただきたいと思います。

それでは、最初に、承認の適否というのが、今、画面に出ております。これが全体の大きな結論ということですが、ここにありますように、全体としては承認して差し支えないという結論となっております。

ただし、(2) の理由で説明して指摘した事項については計画の修正が必要であるということで、ここは全体の結論ということですので、この点については、恐らく、これまでの御審議からすれば、御了解いただけるものかと思うのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続いて、今度は理由の個別のところに入ってまいります。

さて、そこでまず1番目が、ロングフォーム、ショートフォーム方式の導入というところであります。これは、全体としては、ここにまず第1パラグラフは、こういうことをやるという計画であるということが書かれていて、その次のパラグラフで、調査票をロングフォーム、ショートフォームに分けようということについて、おおむね適当であるという全体の総括的な結論とするというわけですね。

その上で、「ただし」というところで、本日も審議いただきましたが、担い手の問題として、主業、準主業、副業というものの区分がこれでよいのか。そして、むしろ青色申告といったものをうまく活用すべきではないかと、この点については、そういう方向になる

ということですので、この点を「ただし」のところに書いているという形になっております。このところが、まず調査の重点化についての結論ということになりますが、この辺りを御覧いただきまして、何かお気づきのことなどありますでしょうか。御質問でも結構です。

よろしいでしょうか。大筋としては、これまで審議したことが大体書かれているというふうに思っておりますので、その辺りの説明をしているということで、結論からすれば、青色申告を行う副業的経営体を加えることが適当であるということを描しているということで、これをこのように変更していただくということですね。

ありがとうございます。それでは、次に進ませていただきます。

次は、その調査事項及び集計事項の見直しということです。これについては、いろいろ調査事項の変更がありますが、これは一つ一つ文章で書いていくと大変厄介ですので、後ろの方に別紙として一覧で示していると、こういう内容の変更であるということを、ざっと説明しております。

その上で、これらは今後の課題の中で、いろいろな見直しが指摘されているものに、きちんと対応したものであるということで、これは適当であるというふうに結論づけております。この点についてはよろしいでしょうか。

それでは、また、もし、後でお気づきになることがありましたら、戻っていただいても結構ですので、そのような進め方をさせていただきます。

それから、次がプレプリントの実施ということです。これにつきましても、最初に、こういうやり方をすることだという説明がしてあります。そして、これについてもbのところの параグラフの最後のところに報告者負担の軽減に資するものであることから適当であるというふうに結論づけております。こういった結論でよろしいでしょうかということですね。

これはよろしいですか。ありがとうございます。それでは、これはそのように進めさせていただきます。

続きまして、報告者数及び報告者の選定方法の変更ということです。これは標本設計とも関係してくるわけですが、まずは最初に計画の内容を説明しております。その上で、おおむね適当であるということで、この標本設計自体は適切であるという判断しておりますが、「ただし」というので、最後にもう1パラグラフ入れてありまして、この調査区分の変更といったような場合でも、できるだけ報告者の調査の継続性が確保されるような運用をしてもらいたいということを付言しているということです。

このような表現となっておりますが、いかがでしょうか。これは標本が5年間固定ということですが、途中で変更となったり、あるいは先ほどの脱落した場合の対応ということですが、これについても御了解いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次です。ウの調査結果の公表の方法及び期日の変更というところです。

これにつきましては、公表時期の繰下げということが具体的に書かれておりますが、これをまず事実を説明した上で、結論としてはやむを得ないというふうな結論としております。

す。

ただし、最後に「なお」ということで2行ほど付けておりますが、国民経済計算の推計に利用されていることも踏まえ、柔軟な情報提供について検討を要するというので、これは先ほど御審議いただきました。このような書き方としておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、2番の方に進ませていただきます。今後の課題への対応状況ということで、先ほど御審議いただいたところです。

これにつきましては、まず、(1)のところには、課題について説明してあります。これについては、農林水産省としては、この調査対象区分については、これなりの必然性があり、こういうことで合理性があるということなので、進めていきたいということですが、これ、文章の書き方はもう少し工夫が必要かと思いますが、今、私が口頭で申し上げたのは、少し大ざっぱ過ぎるので、もう少し工夫して書いていきたいと思います。言わば、作成する統計の利用の目的に合わせて、こういった区分を設定しているということで、また、政策上の利用という必然性もあるということもあって、こういった部門を設けて行うことは引き続き必要で、適切であるというふうに表現していきたいと思います。

これ、今、口頭ですので、ざっくりした言い方ですが、そのようなことを、ここに最後のところに、(2)の上のところに加えていきたいというふうに思っております。方向として、そのような感じで考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それから、(2)から(4)は、今日、事務局からも御説明ありましたとおり、今回、本日の審議では、改めて取り上げて審議する必要ないということで、ほかのところにも含まれているということです。特に(2)と(4)ですね。

(3)の方は、これについては、そもそも断層の問題といっても、結果の出る前に検証のしようがないということなので、これは課題ではあるけれども、今のタイミングより、もう少し後になって、引き続き検討していただきたいということを述べているということで、このようなことになるかと思えます。

それから、最後に(5)になりますが、オンライン回答の推進の検討ですが、これにつきましては、課題としてはオンライン回答率が低いということです。この課題について、農林水産省の御対応としては、オンライン回答率の向上も努力しつつ、しかし、それには限界もあると思われるので、むしろ実質的な回答のしやすさを考えて、DXと短く言わせていただきますが、経営体の方でデジタル化した情報を、そのままできるだけ回答に使えるような措置を検討していくとか、そういったことをされているということで、こういったことについては、やはり回答者の利便性向上、負担軽減という観点から適当であるということで、その方向で進めていただきたいというようなことを、ここに述べていくこととしたいというふうに思います。

というようなイメージですが、よろしいでしょうか。

ということで、これで答申案の素案というのは全体をカバーしたこととなります。

全体通じまして、もし、振り返りまして、何かもう少しつけ加えたいとか、言い漏らしたとかいうことがありましたら、何でも、お気づきのことがあったら御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、取りあえず、これで大体御意見は一通りいただけたのかなというふうに思いますので、まだ現在の案文では文章が埋まっていない部分がありますが、これにつきましては、先ほど私が口頭で申したものをもう少しきちんとした文章に直して、事務局ともよく文章を詰めて、御提示させていただきたいと思います。その上で、1度、文案を整理したもので、皆様に御確認をお願いするということにしたいと思います。

この後の手続ですが、委員会に対して提出する答申案の取りまとめとしましては、7月の中旬を目途に書面決議で手続を行うということをご想定しております。その際はお手数をおかけしますが、御確認いただき、よろしくをお願いいたします。

以上が答申案の素案というところで、これをもちまして、答申案としてまとめていきたいということですが、最後にもう1点ございます。これは部会長メモ、資料5ということです。

これにつきましては、今回の青色申告、あるいは農業経営体の主業、準主業、副業といった区分の中にある65歳で区切ることとか、そういった問題がかなり、今回の審議の中の前半の方で大きな課題として取り上げられたわけですが、そして、この論点について、統計委員会の委員の方々にもかなり問題意識は強いというふうに思います。

ただ、この課題は、農業経営統計調査自体の問題というよりも、むしろ、その母集団情報を提供している農林業センサスの課題ということでもありますので、この点を何か記録に残して、今後を引き継いでいく必要があるだろうということで、これについては答申案の中に含めずに、部会長メモとして別途出させていただこうかというふうに考えております。それをまとめたのが、この資料5ということです。これについて御確認をお願いしたいと思います。

これは部会長メモということですが、部会長の名前とはいいいながらも、やはり部会の皆様の御意見を反映したものであるというつもりでまとめておりますので、どうぞ御意見などありましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。

詳細は、ここでは一つ一つ御説明するのは省略させていただきますが、今回の年齢区分の問題、そして副業的経営体といいいながらも、かなり農産物販売収入もある経営体もかなりあるということで、これを副業的と呼んでいくことが適切かどうか、また、年齢で区分するのがよいかということで、ただ、これは長年使ってきたものであるということも農林水産省の方からも伺っておりますので、長年使ってきたがゆえに変えにくいということもあるのかもしれませんが、しかし、逆に言えば、長年使ってきたがゆえに、実態と乖離している可能性もありますので、そういったところについて、もう少し意識していただいて、今後の農林業センサスの改善につなげていただけたらということで記録に残し、提言していくというような趣旨となっております。

このような文言でやっていきたいと思っておりますが、もしお気づきのことなどありましたら、また、よりよい表現があれば、工夫をしていってもよいかと思っておりますので、

今でも結構ですし、また後ほどでも結構ですが、御意見をいただけたらというふうに思います。

以上で、この答申案がまとまりましたら、また、この部会長メモにつきましても、もう一度見直して、最終版にしたところで、それを今月末の統計委員会に私から報告をしたいというふうに思っております。

以上で本日の審議全体、終了したものと思いますが、もし、この段階で何か皆様から御意見、御感想などあれば、全体を通じて伺っておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

ありがとうございます。

おかげさまで、皆様から積極的に御意見いただき、いろいろなアイデア出していただいたおかげで、よい方向に改善できたのではないかと思います。また、農林水産省の方でも、こういった問題提起を真摯に受け止めていただいて、どういうことをやったらいいかというのも工夫していただいた、大変迅速に対応していただいたということで、その点も評価したいと思います。ありがとうございました。ということで、この部会の審議、今回をもちまして終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局の内山審査官から御発言をお願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

皆様、精力的な御審議ありがとうございました。今、部会長から御説明がありましたとおり、実際に御参加いただく会としては本日が最後ということで、あとはメールのやり取りで答申案を取りまとめてまいります。

本日、修正や追加など書けていない部分もございますので、部会長と御相談の上、後日、お示しをします。また、本日お示ししたものであっても、文書審査的に、少し表現ぶりを変えるというところもございますので、その際、併せてお示しできればと思っております。

何度も話は出てきておりますけれども、手続上、誠に恐縮でございますけれども、部会として最終的に書面決議をいただきます。その上で、7月の末、予定されております統計委員会に御報告いただくという段取りを想定しております。いましばらくお手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

また、本日の結果概要につきましても、いつもどおりでございますが、でき次第、御確認をお願いしたいと思いますので、併せてよろしく願いします。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございました。大変充実した審議ができて、私も大変うれしく思っております。

それでは、これで、名残惜しいですが、3回の部会審議を終了させていただきます。委員の皆様、また農林水産省の皆様、関係の方々、事務局の皆様、ありがとうございました。それでは、これで閉会させていただきます。